

特定個人情報保護評価書一覧（令和7年10月6日時点）

別紙1

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署	
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい 値判断	前回 実施日	実施予定日				
1	住基法第30 条の6等	住民基本台帳ネットワークに関する事務	住民基本台帳ネットワー クシステム、附票連携シ ステム	×	R5.8.30			全	R5.8.30				市町村課
2	番号利用法 別表24の項 及び133の項	県税の賦課、徴収等に関する事務	税務システム	○	R3.10.13			全	R3.10.13				税務指導課
3	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の 援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等 への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等 への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務	かながわ児童相談所情 報ネットワークシステム	○	R6.10.18			基礎					子ども家庭 課
4	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認 定変更に関する事務	小児慢性特定疾病医療 費支給認定等支援シス テム	○	R6.10.18			基礎					子ども家庭 課
5	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、 特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害 児入所措置に係る負担能力の認定又は費用徴収に関する事務	かながわ児童相談所情 報ネットワークシステム、 伝送通信ソフト	○	R6.10.18			基礎					障害サービ ス課
6	番号利用法 別表20の項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	身体障害者手帳交付シ ステム	○	R6.10.18			基礎					総合療育相 談センター
7	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係 る費用の徴収に関する事務	診察台帳・措置台帳入 出力システム	○	R6.10.18			基礎					精神保健福 祉センター
8	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保 健福祉手帳の交付に関する事務	通院医療費公費負担制 度電算システム	○	R6.10.18			基礎					精神保健福 祉センター
9	番号利用法 別表23の項	生活保護法による保護に関する事務	生活保護システム 統合 専用端末 医療保険者 等向け中間サーバー等	○	R6.10.18			基礎					生活援護課
10	番号利用法 別表27の項	神奈川県県営住宅の管理に関する事務	神奈川県県営住宅管理 システムサブシステム	○	R6.6.19			基礎					住宅営繕事 務所
11	番号利用法 別表56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当システム	○	R6.10.18			基礎					子ども家庭 課
12	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金 の償還事務	福祉資金システム	○	R2.10.14			基礎					子ども家庭 課
13	番号利用法 別表63の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務	福祉資金システム	○	R2.10.14			基礎					子ども家庭 課
14	番号利用法 別表66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務	特別児童扶養手当シス テム	○	R6.10.18			基礎					子ども家庭 課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい 値判断	前回 実施日	実施予定日			
15	番号利用法 別表117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務	通院医療費公費負担制度電算システム	○	R6.10.18			基礎				精神保健福祉センター
16	番号利用法 別表123の項	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R5.8.21			重点	R5.8.21			私学振興課
17	番号利用法 別表131の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム	○	R2.10.14			基礎				がん・疾病対策課
18	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	外国人に対する生活保護の措置に関する事務	生活保護総合情報システム	○	R2.10.14			基礎				生活援護課
19	番号利用法 第9条第4項	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務	会計管理システム	×	R2.10.14			基礎			他実施機関分も取りまとめ	会計課
20	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R3.10.13			基礎				障害福祉課
21	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R5.8.21			基礎				私学振興課
22	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(私立高等学校等)	奨学給付金システム(アクセス)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	○	R5.8.21			基礎				私学振興課
23	番号利用法 別表24の項	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	エクセルファイル、eLTAX	×	R2.12.13			基礎				財政課
24	番号利用法 別表8の項、 50の項	療育手帳の交付に関する事務	障害者手帳交付事務等支援システム	○	R4.3.3			基礎				総合療育相談センター
25	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による保育士の登録に関する事務	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、保育士登録システム及び保育士登録者検索システム	○	R5.4.6			重点	R5.4.6			次世代育成課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい 値判断	前回 実施日	実施予定日	実施予定日		
26	番号利用法 別表12の項	栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関する事務	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、台帳管理システム	○	R5.4.6		基礎					医療整備・人材課
27	番号利用法 別表18の項	保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、台帳管理システム	○	R5.4.6		基礎					医療整備・人材課
28	番号利用法 別表101の項	介護保険法による介護支援専門員資格の登録(免許)に関する事務	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、中間サーバー、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム、電子申請システム	○	R5.4.6		基礎					地域福祉課
29	番号利用法 別表130の2 の項	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、保育士登録システム及び保育士登録者検索システム	○	R6.6.19		基礎					次世代育成課
30	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	肝炎治療医療費の給付に関する事務	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R6.10.8		基礎					がん・疾病対策課
教1	番号利用法 別表123の項	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R5.8.21		重点	R5.8.21				財務課
教2	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等)	奨学給付金システム(アクセス)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	○	R5.8.21		基礎					財務課
教3	番号利用法 別表38の項	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	○	R5.8.21		基礎					特別支援教育課
教4	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	○	R5.8.21		基礎					特別支援教育課

令和6年度特定個人情報保護評価再実施状況

別紙2

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい 値判断	前回 実施日	実施予定日	実施予定日		
3	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務	かながわ児童相談所情報ネットワークシステム	○	R6.10.18		基礎					子ども家庭課
4	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システム	○	R6.10.18		基礎					子ども家庭課
5	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用徴収に関する事務	かながわ児童相談所情報ネットワークシステム、伝送通信ソフト	○	R6.10.18		基礎					障害サービス課
6	番号利用法 別表20の項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	身体障害者手帳交付システム	○	R6.10.18		基礎					総合療育相談センター
7	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務	診察台帳・措置台帳入出力システム	○	R6.10.18		基礎					精神保健福祉センター
8	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	通院医療費公費負担制度電算システム	○	R6.10.18		基礎					精神保健福祉センター
9	番号利用法 別表23の項	生活保護法による保護に関する事務	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等	○	R6.10.18		基礎					生活援護課
11	番号利用法 別表56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当システム	○	R6.10.18		基礎					子ども家庭課
14	番号利用法 別表66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	特別児童扶養手当システム	○	R6.10.18		基礎					子ども家庭課
15	番号利用法 別表117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務	通院医療費公費負担制度電算システム	○	R6.10.18		基礎					精神保健福祉センター

令和7年度特定個人情報保護評価再実施対象事務

【知事】

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署	今回の再実施における変更箇所
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回 実施日	次回実施予定日				
12	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務	福祉資金システム	○	R2.10.14			基礎				子ども家庭課	・個人番号の利用に係る法令上の根拠の追記 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
13	番号利用法 別表63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例に関する貸付及び償還事務	福祉資金システム	○	R2.10.14			基礎				子ども家庭課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
17	番号利用法 別表131の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム	○	R2.10.14			基礎				がん・疾病対策課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
18	番号利用法 第9条第2項 (独自利用)	外国人に対する生活保護の措置に関する事務	生活保護総合情報システム	○	R2.10.14			基礎				生活援護課	・事務の概要の一部変更 ・個人番号の利用に係る法令上の根拠の追記 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
19	番号利用法 第9条第4項	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務	会計管理システム	×	R2.10.14			基礎			他実施機 関分も取り まとめ	会計課	・個人番号の利用に係る法令上の根拠の変更 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
23	番号利用法 別表24の項	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	エクセルファイル、eLTAX	×	R2.12.13			基礎				財政課	・個人番号の利用に係る法令上の根拠の変更 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記

【教育委員会】

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目/全項目評価			備考	担当部署	今回の再実施における変更箇所
					前回 実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回 実施日	次回実施予定日				
なし													